

# 技術流出防止・営業秘密保護強化について

平成26年9月  
経済産業省

1-1 我が国における重要技術の流出事例	・・・	2
(参考) 米国における状況	・・・	3
(参考) 韓国における状況	・・・	4
1-2 技術流出の態様	・・・	5
(参考) サイバー分野での情報漏洩事例	・・・	6
1-3 技術流出事例増加の背景	・・・	7
1-4 我が国企業における営業秘密管理の状況	・・・	8
(参考) 営業秘密漏えい防止に対する取組状況	・・・	9
2 営業秘密を巡る環境変化 「知的創造サイクル」の強化技術の秘匿化の重要性	・・・	10
(参考) 秘匿化される技術(イメージ)	・・・	11
(参考) 権利化－秘匿化の使い分け(イメージ)	・・・	12
(参考) 不正競争防止法における営業秘密保護	・・・	13
(参考) 営業秘密保護法制の沿革	・・・	14
3 今後の検討課題	・・・	15
(参考) 営業秘密タスクフォース報告書概要	・・・	16
(参考) 営業秘密保護法制の検討課題①②	・・・	17
(参考) 諸外国の取組①(米国・EU)	・・・	19
(参考) 諸外国の取組②－韓国	・・・	20

# 1-1 我が国における技術流出の状況

大型の技術流出事例が相次いで顕在化。米国等の状況を踏まえれば、氷山の一角に過ぎない可能性が大。

## 新日鐵住金vsポスコ(韓)

### 【対象技術】

高機能鋼板(方向性電磁鋼板)の製造プロセスに関する技術  
 ※注 新日鐵住金によれば、26年をかけて開発したもの。

### 【漏洩ルート】

1987年頃から2008年頃にかけて、日本人従業員(当時4名)が、被告側と共謀の上、当該技術を不正に開示。

### 【民事訴訟】

不正競争防止法に基づく賠償請求(1000億円。2012年4月)

### 【その他】

韓国ポスコから中国宝山鉄鋼への技術流出に関する韓国の刑事裁判において、ポスコの元従業員が、ポスコの技術ではなく、新日鐵住金からポスコが盗んだ技術を漏えいしたと陳述したことが契機。

※注 原告側の主張(報道等)

## 東芝vsSKハイニックス(韓)

### 【対象技術】

NAND型フラッシュメモリの製造に係る技術。

### 【漏洩ルート】

2008年、東芝の提携企業であるサンディスク社の日本人元技術者Xが、当該営業秘密を無断で複製し韓国の半導体メーカーのSKハイニックスに開示。

### 【民事訴訟】

不正競争防止法に基づく賠償請求等(1100億円。2014年3月)。

### 【刑事】

平成26年3月、日本人従業員1名を逮捕(警視庁)

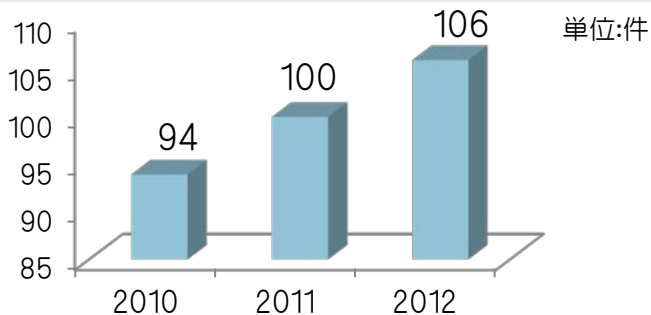
※原告側の主張(報道等)

## 近年の主な技術漏えい事例

問題となった時期 (起訴時期等)	漏洩企業(漏洩情報)	流出先	対応
2007年	デンソー(産業ロボット・エンジンの図面等)	企業への流出なし	刑事告訴:起訴猶予
2007年	ニコン(可変光減衰器(VOA)用部品)	在日ロシア人?	刑事告訴:起訴猶予
2011年	三菱重工業(原発プラントの設計情報・防衛装備品情報)	(サイバー攻撃)	
2012年	ヤマザキマザック(工作機械(旋盤)の図面情報)	企業への流出なし	刑事訴訟(一審判決:懲役2年、執行猶予4年罰金50万円)
2012年	新日鐵住金(方向性電磁鋼板技術)	ポスコ(韓)	民事訴訟(約1000億円の賠償請求中)
2012年	ヨシツカ精機(自動車用エンジン部品等を製造するプレス機の設計図)	中国企業	刑事告訴(懲役2年、執行猶予3年、罰金100万円)
2014年	東芝(NAND型フラッシュメモリの製造技術)	SKハイニックス(韓)	刑事訴訟(現在公判前整理手続) 民事訴訟(約1100億円の賠償請求中)
2014年	日産自動車(自動車の販売計画等)	いすゞ自動車	刑事告訴(処分保留)

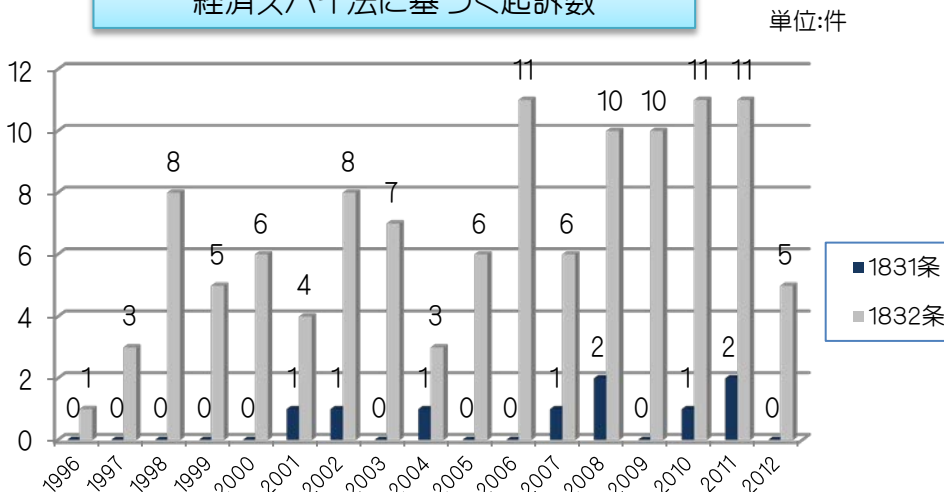
# (参考) 米国における状況

## FBIにおける営業秘密関連事案の進行調査件数



※捜査件数は、2008年に制定された、“Intellectual Property Act”に基づき集計されたもの  
 出典: FBI, PRO IP ACT ANNUAL REPORT 2012, at 1 (2012年9月30日時点の統計)  
 FBI, PRO IP ACT ANNUAL REPORT 2011, at 1; FBI, PRO IP ACT ANNUAL REPORT 2010, at 1.

## 経済スパイ法に基づく起訴数



※注 米国司法省等のプレスリリースや報道資料をもとに集計したもの

- 1996年から2012年にかけての経済スパイ法に基づく起訴数は124件 (1831条:9件、1832条:115件)にのぼる。
- FBIによる営業秘密関連事案の調査件数も近年増加傾向。

出典: 経済産業省「諸外国における営業秘密保護制度に関する調査研究報告書」(2014)

## 経済スパイ法による判決事例

問題となった時期 (摘発時期等)	漏洩企業 (漏洩情報)	流出先	刑罰
2005年	GM社 (ハイブリッド電気自動車の開発に関する文書)	ミレニアム・テクノロジー・インターナショナル社(中)	懲役3年、罰金2万5000ドル(1832条)
2006年	トランスメタ社 (マイクロプロセッサの設計用のプログラム研究開発計画に関する文書等)	スーパービジョン社(中)	懲役1年1日、保護観察3年、罰金200ドル (1831条及び1832条)
2006年	グッドイヤー社 (タイヤ組立て機械の設計)	ワイコ社(米)	自宅監禁4ヶ月、執行猶予4年、社会奉仕150時間(1832条)
2009年	ボーイング社 (スペースシャトルや戦闘機などの航空・軍事技術)	企業への流出なし 中国出身従業員 (エンジニア)	懲役188ヶ月、保護観察3年 (1831条及び1832条)
2011年	フォード社 (フォード社の車両に独特の詳細な性能要件に関する試験方法等が記載されたシステム設計仕様書:約4000点)	上海汽車工業社(中)	約6年の懲役、保護観察2年、罰金1万2500ドル(1832条)
2011年	カーギルダウ社 (有機肥料の材料に関する営業秘密)	中国の大学	懲役87ヶ月(該当条文調査中)
2011年	モトローラ社 (第2世代携帯電話技術)	サン・カイセンス社(中)	懲役48ヶ月(1832条)
2012年	デュポン社 (パラアラミド・ファイバーの製造過程及び技術)	コロン社(韓)	係争中 (少なくとも2億2500万ドルの罰金) (1832条)
2012年	デュポン社 (二酸化チタンに関する営業秘密)	バンガン社(中)	15年の懲役刑、2780万ドルの違法収益の没収(1831条)

出典: 経済産業省「諸外国における営業秘密保護制度に関する調査研究報告書」(2014)  
 知的財産協会「国際知財制度研究会資料」

# (参考) 韓国における状況

韓国政府の推計によれば2010年までの5年間の技術流出被害額は369兆ウォン(約37兆円)

(出所:韓国特許庁、国家情報院産業機密保護センター調査)

## 韓国摘発件数(警察庁検挙数)

摘発年	摘発件数
2005年	19
2006年	16
2007年	25
2008年	72
2009年	46
2010年	40
2011年	84
2012年	140

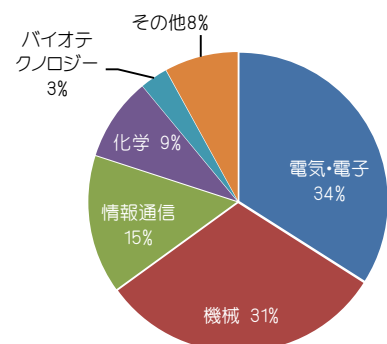
出典:産業技術の流出防止及び保護に関する総合計画(2013)

## 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律による判決事例

摘発時期等	漏えい企業	流出先	漏えい情報
2004年	韓国企業A	台湾企業B	プラズマディスプレイパネルの技術情報
2005年	菓子メーカー	韓国企業C	菓子の製造方法
2007年	韓国企業D	韓国企業E	ニットテープ製造機械の設計図面等
2007年	韓国企業F	中国企業G	自動車自動変速機技術
2008年	韓国企業H	オーストラリア企業I	亜鉛精錬工法の技術
2009年	韓国企業J	韓国企業K	真空乾燥装置及び度厄供給装置に関する技術
2009年	LG電子社	中国ベンチャー企業L	エアコン工場の配置図面
2010年	韓国企業M	中国企業N	両開き冷蔵庫の製造技術
2010年	韓国企業O	中国企業P	3D技術
2011年	韓国企業Q	韓国企業R	回路図、品質管理に関する資料
2011年	韓国企業S	中国企業T	医薬品原料製造技術
2012年	サムスン社	中国企業U	ディスプレイの技術情報
2012年	韓国企業V	中国企業W	船舶部品の設計技術
2013年	家電メーカー	中国企業X	ロボット掃除機に関する営業秘密

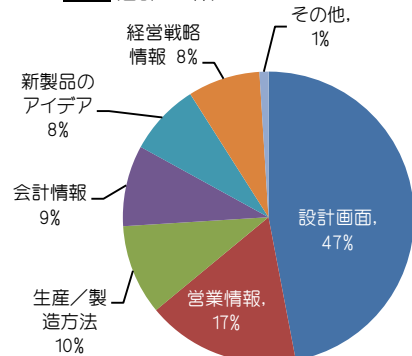
出典: 特許庁「韓国における営業秘密保護に関する実態調査」(2014)より抜粋

## 2008年～2012年に摘発された技術流出分野の現状



出典: 特許庁「韓国における営業秘密保護に関する実態調査」(2014)

## 営業秘密関連の刑事事件の内容別分布(合計356件)

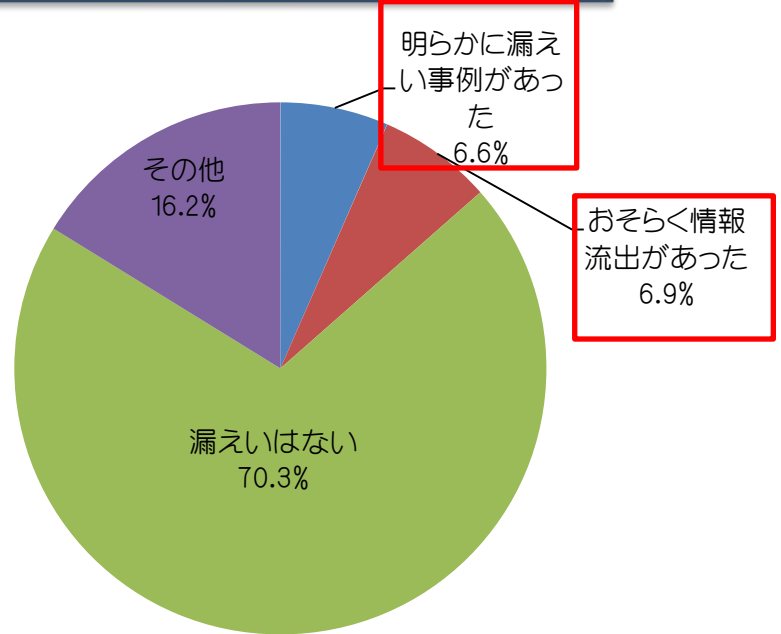


出典: 特許庁「韓国における営業秘密保護に関する実態調査」(2014)より抜粋

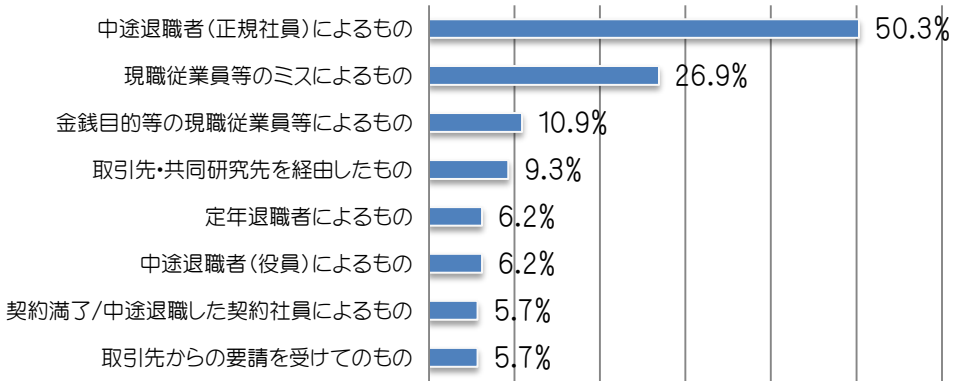
# 1-2 技術流出の態様

従来の事例の多くで、当該企業の中途退職者など内部者が介在。今後はサイバー分野にも警戒が必要。

## 人を通じた情報の漏洩の実態



## 情報漏えい者



(出典) 経済産業省『平成24年度 人材を通じた技術流出に関する調査研究』アンケート調査より(回答約3000社)

## 情報漏洩件数の推移

年度	件数
2009年度	103件
2010年度	528件
2011年度	653件
2012年度	623件
2013年度	543件

注1) 「漏えいはない」と回答した企業のうち約3割は、漏洩が起こっていない要因について「特に何もしていない」ことを理由として挙げている。

注2) 「明らかに漏えい事例があった」には、「明らかに漏えい事例があった」と「おそらく情報流出があった」の双方に「あった」と回答した企業を含んでいる。(0.9%)

注3) 帝国DBの「営業秘密に関する企業の実態調査(平成26年9月11日、回答者数 約11,000社)」によれば、営業秘密の漏洩の疑いがあるとした企業は**9.5%**(**製造業では8.5%**)

(出典) ・経済産業省『平成24年度 人材を通じた技術流出に関する調査研究』アンケート調査より(回答約3000社)  
・帝国DB 営業秘密に関する企業の意識調査(平成26年9月11日:回答約11,000社)

※Webで公開されている報道のうち、情報漏洩事件数を集計したもの  
※2009年度については9月末以降からの集計

(出典) (三井物産セキュアディレクション「サイバーセキュリティ事件簿」HP



# (参考)サイバー分野での情報漏洩事例

サイバー攻撃による情報漏洩事例が増加傾向。

## サイバー攻撃報道事例

不正アクセスといわれている攻撃

標的型といわれている攻撃

時期	報道
2011/4	ソニーにサイバー攻撃、個人情報流出1億件超(朝日新聞等)
2011/9	三菱重にサイバー攻撃、80台感染…防衛関連も(読売新聞等)
2011/10	衆院にサイバー攻撃 議員のパスワード盗まれる(朝日新聞等)
2011/11	サイバー攻撃:参院会館のPC、ウイルス感染は数十台に(毎日新聞等)
2012/1	JAXA:職員のパソコン感染、無人補給機情報など流出か(毎日新聞等)
2012/2	農水省に標的型メール攻撃、情報流出狙う?(読売新聞等)
2012/6	パソコン5台、ウイルス感染か=外部サイトと通信-原子力安全基盤機構(時事通信)
2012/7	財務省PC数か月情報流出か…トロイの木馬型(読売新聞等)
2012/9	「中国紅客連盟」の標的か…総務省統計局サイト(読売新聞等)
2012/10	国際ハッカー-東大など5大学被害 情報流出の恐れ(毎日新聞)
2012/11	JAXA、ロケット設計情報流出か PCがウイルス感染(朝日新聞等)
2012/12	三菱重工もウイルス感染 宇宙関連の情報流出か(産経新聞)
2012/12	原子力機構PCウイルス感染…告発情報漏えい?(読売新聞)
2013/1	農水機密、サイバー攻撃…TPP情報など流出か(読売新聞)
2013/2	米マイクロソフトも感染、アップルと似た攻撃(読売新聞)
2013/3	韓国、サイバートロカ TV局や銀行が一斉にサーバーダウン(産経新聞)
2013/5	大分空港HP、ウイルス感染させるよう改ざん(読売新聞)
2013/6	札幌市の観光HP、不正アクセス受け閉鎖(読売新聞)
2013/7	朝日新聞記者を装うウイルスメール 国会議員2人に届く(朝日新聞)
2013/8	2ちゃん会員情報流出か カード番号3万件、メールアドレスも(産経新聞)

出典:独立行政法人情報処理振興機構 「標的型サイバー攻撃の脅威と対策」(2013)

## 三菱重工業に対するサイバー攻撃

【攻撃対象】

最新鋭の潜水艦やミサイル、原子力プラントを製造している工場等

【攻撃手法】

標的型攻撃。具体的には、約80台のパソコンに、外部からの情報窃取を可能とする不正プログラムを感染(2011年8月中旬頃に感染)。同年9月に発覚。

【具体的な漏えい】

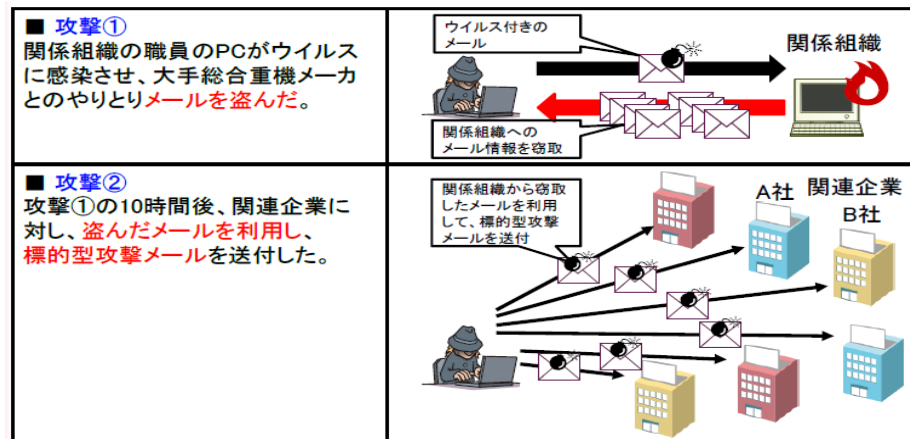
同年11月、同社は、防衛及び原子力に関する保護すべき情報の流出は認められなかった旨の調査結果を発表。

【その他】

警視庁は同社から被害届を受理し、捜査。しかし容疑者の特定までは至らず、2013年12月17日、警視庁公安部は偽計業務妨害容疑で容疑者不詳のまま書類送検。

標的型攻撃の事例

※注 報道等から経済産業省作成

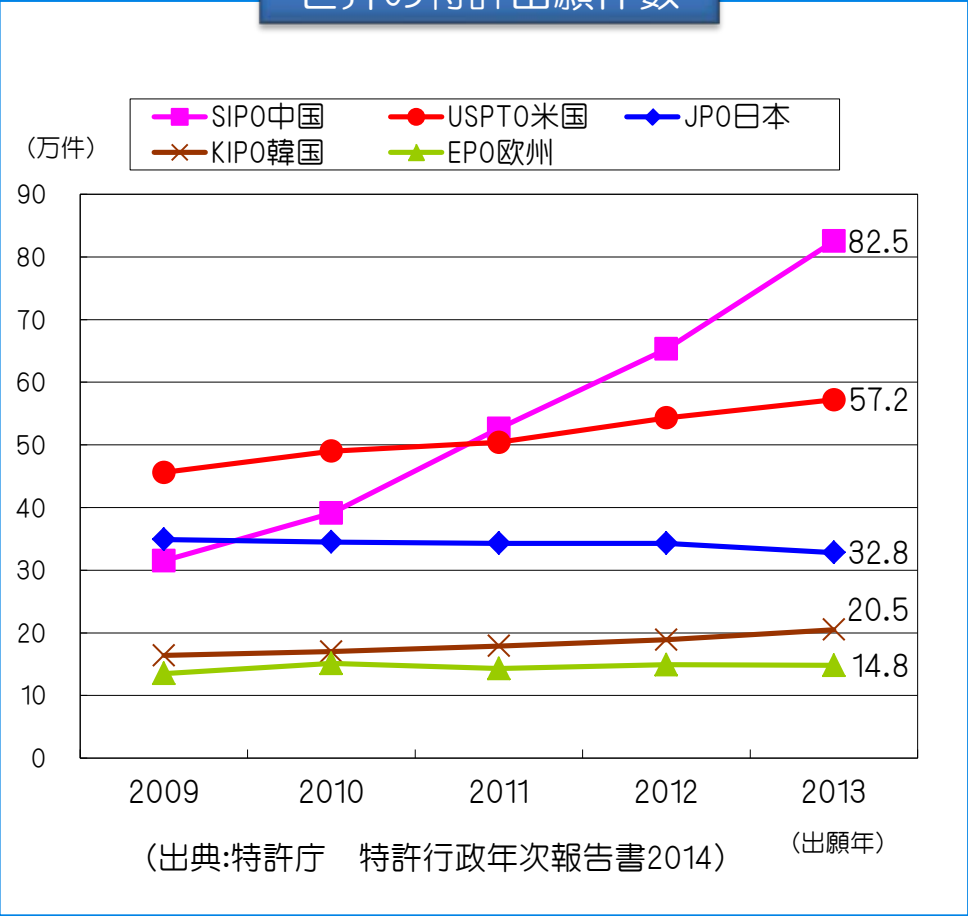


(出典)独立行政法人情報処理推進機構「標的型サイバー攻撃の脅威と対策」(2013)

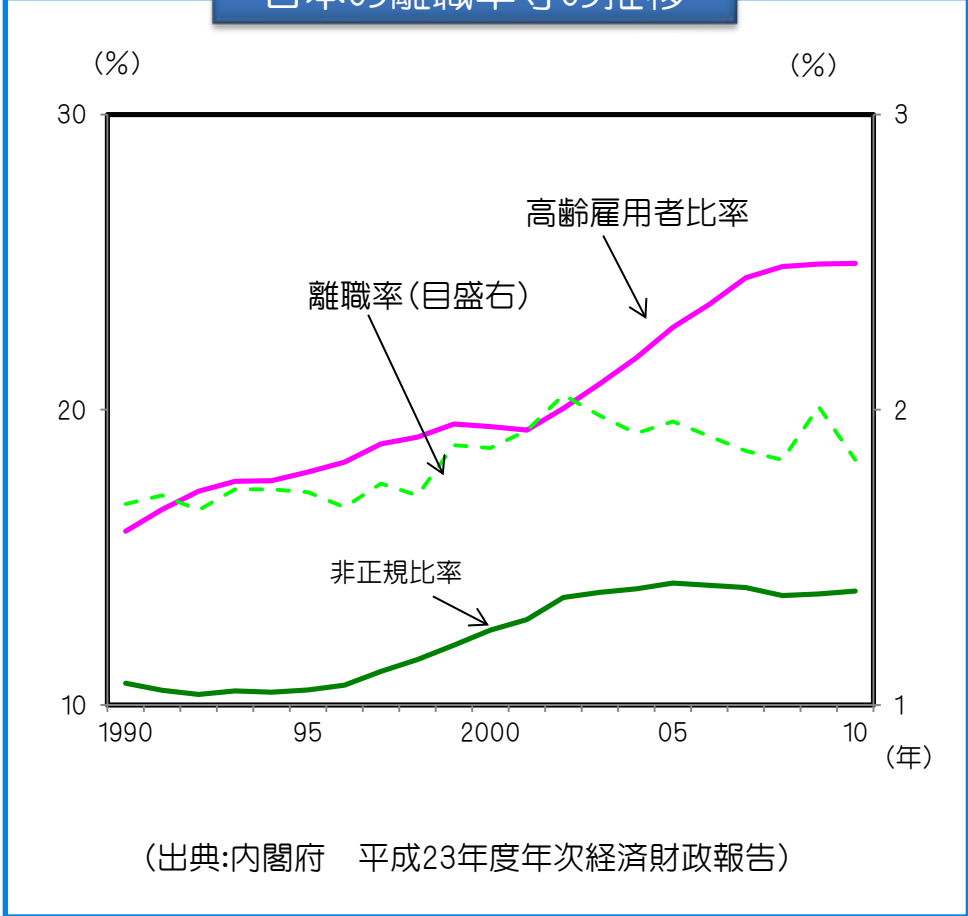
# 1-3 技術流出事例増加の背景

ここ数年の国内外での技術流出事例増加の背景として、新興国企業の先端技術ニーズの急拡大や我が国での雇用環境の変化などが考えられる。

世界の特許出願件数



日本の離職率等の推移

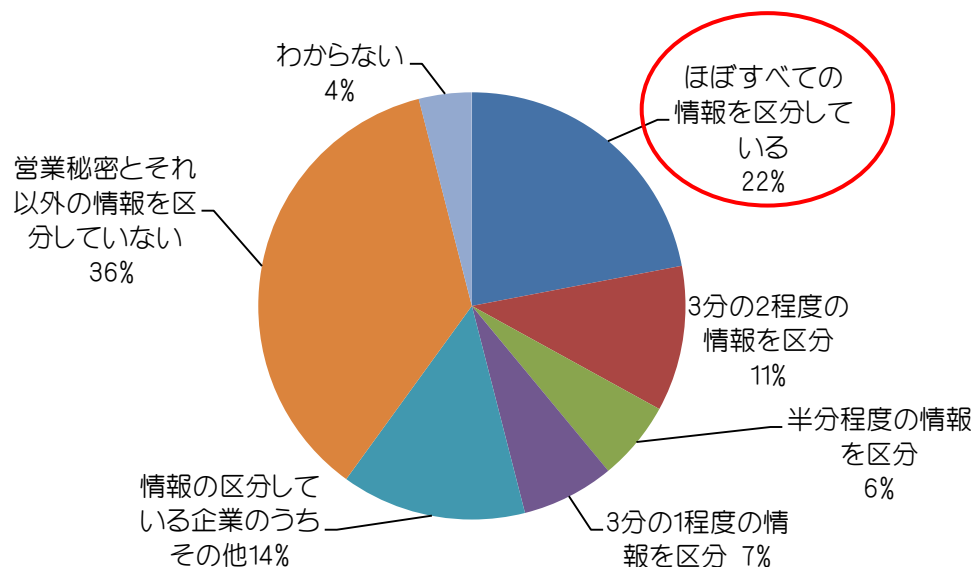




# 1-4 我が国企業における営業秘密管理の状況

営業秘密管理の前提たる「情報の区分」を行っている企業は約2割であり、営業秘密の管理水準の引き上げが急務

## 営業秘密情報の区分状況



## 営業秘密の漏洩防止に対する取組状況

	取り組んでいる (%)	取り組んでいない (%)	分からない (%)	合計 (%)	合計 (社)
全体	51.6	35.2	13.2	100.0	11,023
大企業	67.3	20.2	12.5	100.0	2,480
中小企業	47.1	39.6	13.4	100.0	8,543
うち 小規模	37.8	47.7	14.5	100.0	2,575

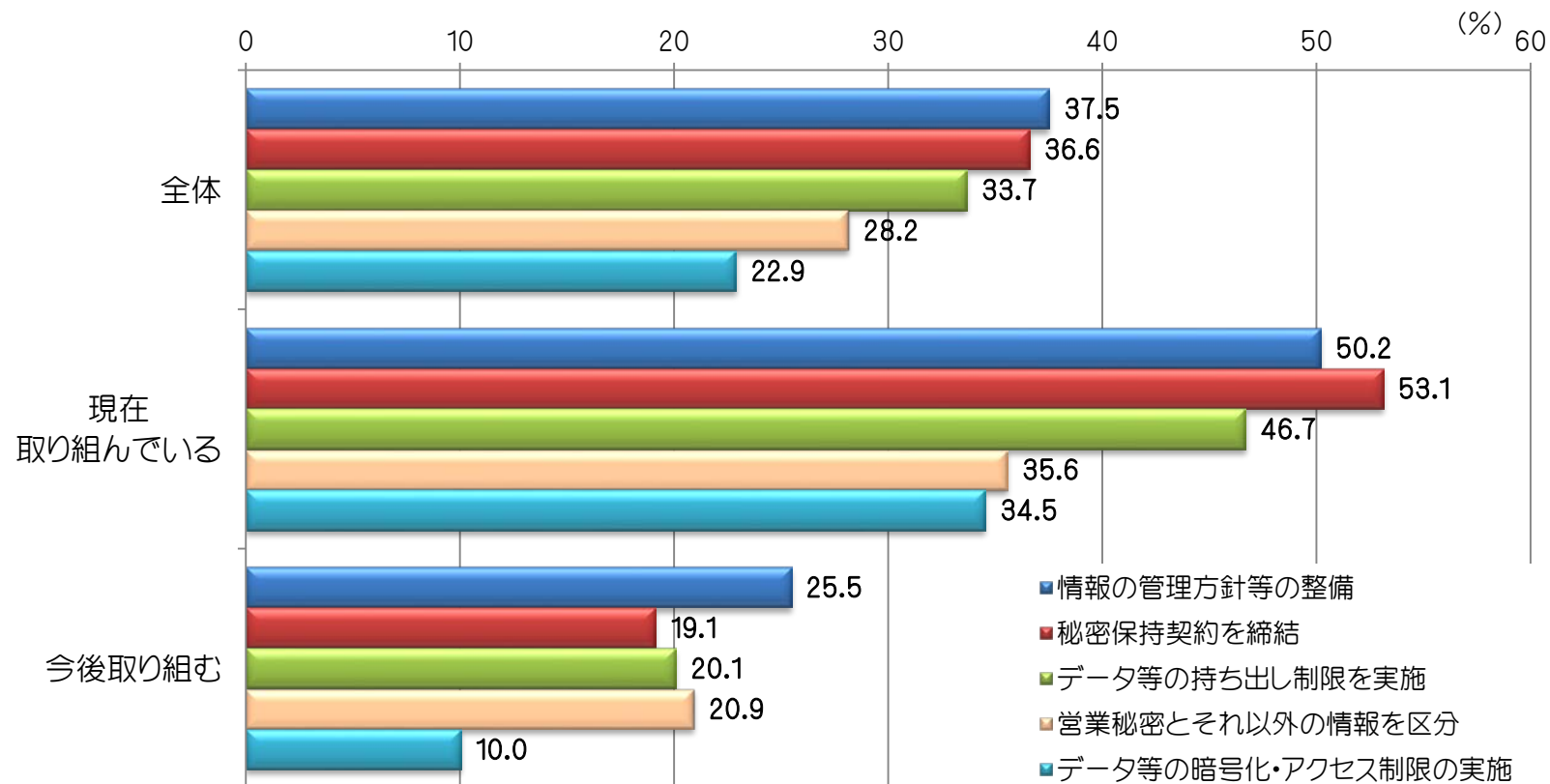
注1:網掛けは、全体以上を表す

注2:母数は有効回答企業1万1,023社

(出典) 経済産業省『平成24年度 人材を通じた技術流出に関する調査研究』アンケート調査(回答約3000社)

出典:帝国DB 営業秘密に関する企業の意識調査(平成26年9月11日:回答約11,000社)

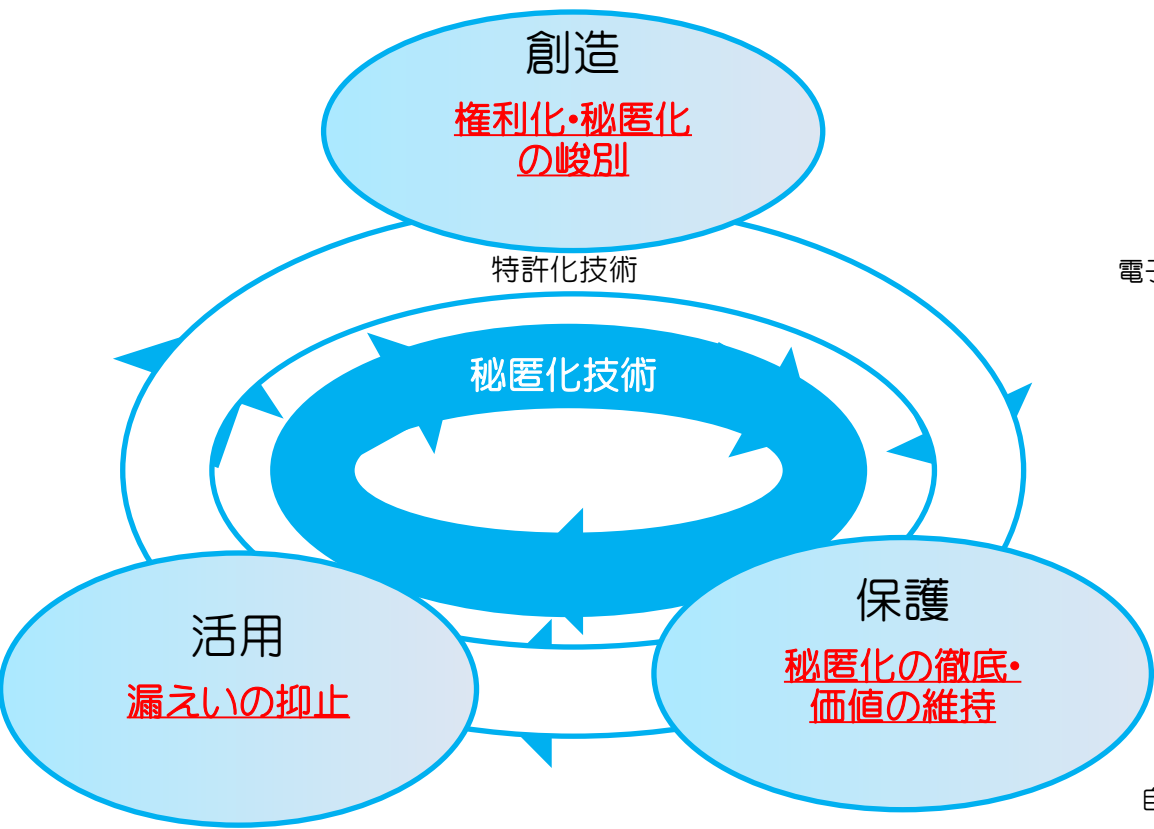
# (参考) 営業秘密漏えい防止に対する取組状況



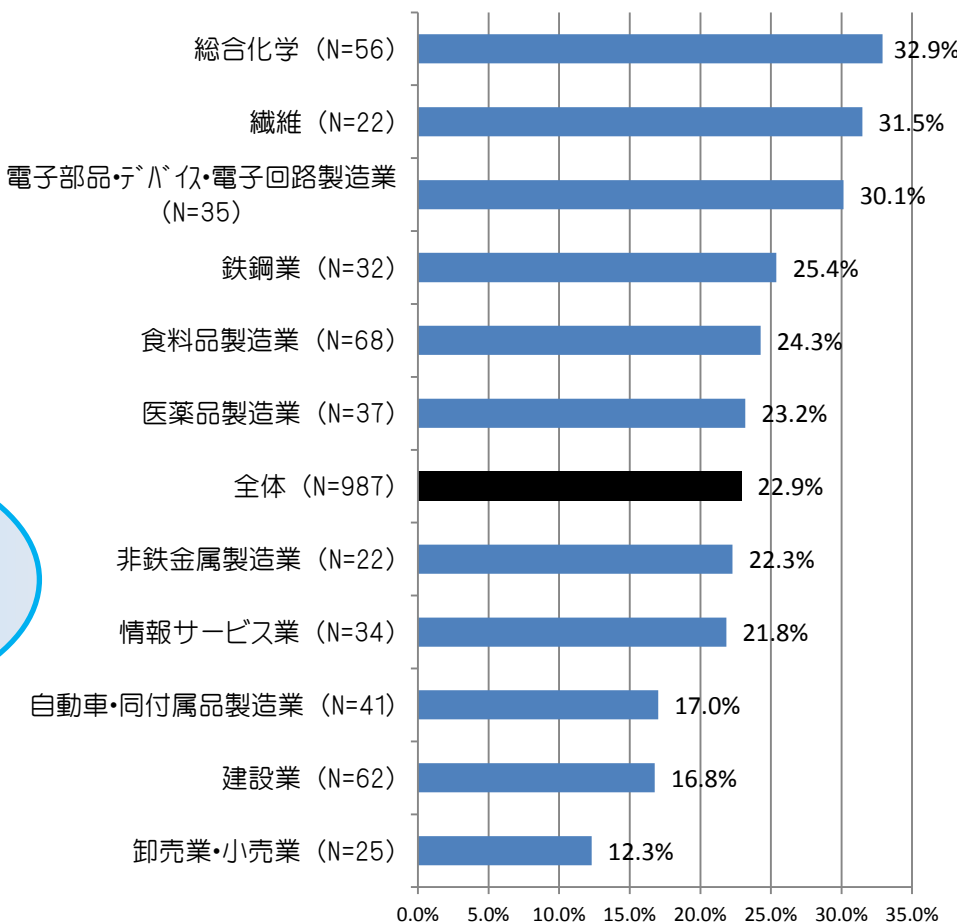
注:母数は有効回答企業1万1,023社。「取り組んでいる」は5,693社、「取り組んでいない」は3,879社

## 2 営業秘密を巡る環境変化 – オープン・クローズ戦略の必要性

特許制度を巡る環境変化などを背景に「技術の秘匿化」が重視される傾向。(公開前提の)権利化と技術の秘匿化が両輪となる新たな知的創造サイクルの確立に向けた環境整備が必要



主な業種のノウハウ・営業秘密比率  
 ※特許化可能な技術的知識のうち、秘密として管理されているものを対象。



## (参考) 秘匿化される技術(イメージ)

分野	営業秘密のイメージ
電気・電子部品	フラットパネルディスプレイなどに用いられる電気・電子部品の低弾性、高耐熱性、熱伝導性を向上させることを目的とする絶縁材料の副材料の種類、配合量、管理幅
フッ素樹脂成形品表面処理方法	接着強度を高めるための表面処理の方法(溶液の選択・接触時間、その前後の放電処理の方法)
航空機材料の試験方法	金属部品の剪断強度試験における測定値のばらつきを減らす方法(剪断強度を求める際の薄板材料へのパンチングの際の工夫)
日用品	製品特性上、すぐ破損しがちなプレス成形機の金型強度の向上方法(金属材料の選定、表面処理方法)
燃料電池用電極	電極基材、並びに金属ナノ粒子(金)及び触媒などの構成方法
レースの図柄作成アルゴリズム	糸の張力を考慮した実際の編み柄図を画面上に表示するシミュレーション機能
とんかつ用ソース	ウスターソース、ケチャップおよびマヨネーズの混合率
電磁鋼板	磁性を効率的に向上させるための方向性電磁鋼板を製造する過程における温度や加熱時の温度勾配をコントロールする製造方法

# (参考) 権利化－秘匿化の使い分け(イメージ)

	特許化	秘匿化
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>•事前の審査を通じ権利の内容が明確となる。</li> <li>•登録等を通じ権利の存否が明確化。</li> <li>•一定期間、譲渡可能な排他的独占権を取得できる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>•保護期間の制限もなく、差別化を図れる。</li> <li>•自社の事業戦略の方向性が明らかにならない。</li> <li>•失敗した実験のデータ等の特許になじまないノウハウ等に適している。</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>•出願内容の公開が前提であるため、開発動向を知られたり、周辺特許を取得される可能性等がある。</li> <li>•保護期間が満了したら、誰でも使用可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>•他社の独自開発やリバースエンジニアリングにより、独占できなくなることがある。</li> <li>•適切な管理をしていないと法律による保護を受けられない。</li> </ul>

## オープン・クローズ戦略のイメージ

### PCIバス(PC内部の各パーツを結ぶデータ伝送路の規格)

- 技術分野  
MPU(マイクロプロセッサ)と外部機器とをつなぐPCIバス(データ伝送路規格)
- クローズ部分  
PCIバスの内部技術
- オープン部分  
PCの製造ノウハウを台湾などのメーカーに提供して低価格化を実現

### デジタルカメラ

- 技術分野  
デジタルカメラ
- クローズ部分  
画像処理回路、レンズ等の技術優位部分
- オープン部分  
ファイルシステム規格の標準化によって利便性を高め、市場拡大

(出典) 経済産業省 『標準化戦略に連携した知財マネジメント事例集』(2012)

# (参考) 不正競争防止法における営業秘密保護

自社の努力の結果への他社のフリーライドを不正競争として規律。

## 営業秘密の定義

### 有用性

有用な営業上の情報であること。  
(紙、プログラム、化体した金型など様々な形態)

- 設計図、製法、製造ノウハウ
- 顧客名簿、仕入先リスト
- × 販売マニュアル
- × 社員情報、取引先・下請先の財務・非財務の情報

- × 有害物質の垂れ流し、脱税等の反社会的な活動についての情報は、法が保護すべき正当な事業活動ではなく、有用性があるとはいえない

### 非公知性

保有者の管理下以外では、一般に入手できないこと。

- 第三者が偶然同じ情報を開発して保有していた場合でも、当該第三者も当該情報を秘密として管理していれば、非公知といえる。

- × 刊行物等に記載された情報

### 秘密管理性

秘密として管理されていること。

→ アクセス制限

→ 行為者の認識

例) ファイルを暗号化、専用の保管庫の利用等により特定の者以外の者はアクセスを制限

## 不正競争防止法上の措置

※注 民法、刑法の特則としての位置づけ

### 刑 事

- 図利・加害目的の不正な取得・使用又は開示行為を処罰  
(10年以下の懲役又は1000万円以下の罰金、法人重課3億円) (21条)

### 民 事

- 侵害の差止・予防、賠償、信用回復措置 (3条、4条)
- 被告に対する具体的態様明示義務 (第6条)  
(被告が原告の営業秘密(例:物の製造方法)を侵害したとの原告の主張を否認する場合、自己の行為(原告営業秘密とは異なる別の製法)を明示、(6条))
- 損害額の推定 (第9条)
- 秘密保持命令 (準備書面等に営業秘密が記されている場合、10条)

### 刑事訴訟手続の特例

- 公判における営業秘密の記号等による呼称 (23条第4号)
- 公判期日外の証人尋問等 (26条)

※注 営業秘密に該当しない情報の漏洩、使用であっても、民法(不法行為等)による責任追及が可能な場合もある。(金銭補償が原則)



# (参考) 営業秘密保護法制の沿革

パリ条約  
(明治32年加入)

## パリ条約

1条(2):工業所有権の保護は特許、実用新案、意匠、商標、サービス・マーク、商号、原産地表示又は原産地名称及び不正競争の防止に関するものとする

10条の2(3):特に、次の行為、主張及び表示は、禁止される。

・いかなる方法によるかを問わず、競争者の営業所、産品又は工業上若しくは商業上の活動との混同を生じさせるようなすべての行為(以下略)

<条約担保法>

不正競争防止法制定  
(昭和9年)

法制定時においては、周知な商品表示の混同惹起行為、虚偽原産地の誤認惹起行為、信用毀損行為のみを不正競争としていた。

## TRIPS協定(第39条第2項)

自然人又は法人は、合法的に自己の管理する情報が次の(a)から(c)までの規定に該当する場合には、公正な商慣習に反する方法により自己の承諾を得ないで他の者が当該情報を開示し、取得し又は使用することを防止することができるものとする。

(a) 当該情報が一体として又はその構成要素の正確な配列及び組立てとして、当該情報に類する情報を通常扱う集団に属する者に一般的に知られておらず又は容易に知ることができないという意味において秘密であること

(b) 秘密であることにより商業的価値があること

(c) 当該情報を合法的に管理する者により、当該情報を秘密として保持するための状況に応じた合理的な措置がとられていること

TRIPS交渉

不正競争防止法改正  
(平成2年)

「営業秘密」の不正取得・使用・開示行為に対する民事保護規定の創設

平成15年改正

「営業秘密侵害罪」の創設

営業秘密侵害行為への刑事罰の導入(3年以下の懲役、300万円以下の罰金)

平成17年改正

「営業秘密侵害罪」の罰則強化

法人処罰規定(1.5億円以下の罰金)等の導入、5年以下の懲役、500万円以下の罰金

平成18年改正

「営業秘密侵害罪」の罰則強化

10年以下の懲役、1000万円以下の罰金  
法人処罰 3億円以下の罰金

平成21年改正

「営業秘密侵害罪」の処罰範囲拡大

従業者等による営業秘密領得自体への刑事罰の導入等  
目的要件の変更(不正の競争の目的から図利・加害の目的に変更)

現行法(平成23年改正)

刑事訴訟手続の整備

刑事訴訟の過程において営業秘密の内容を保護するための手続を導入。

### 1. 企業の営業秘密保護水準の引上げ

- 「営業秘密管理指針」の見直し（営業秘密の定義（秘密管理性）の明確化）
- 営業秘密保護に関するベストプラクティスの明示
- 中小企業等に対する支援（権利化－秘匿化等）

### 2. 技術の盗取に対する抑止力の向上

- 制度整備（刑事、民事、その他）
- 盗取事例に対する厳正な対応（刑事、民事）

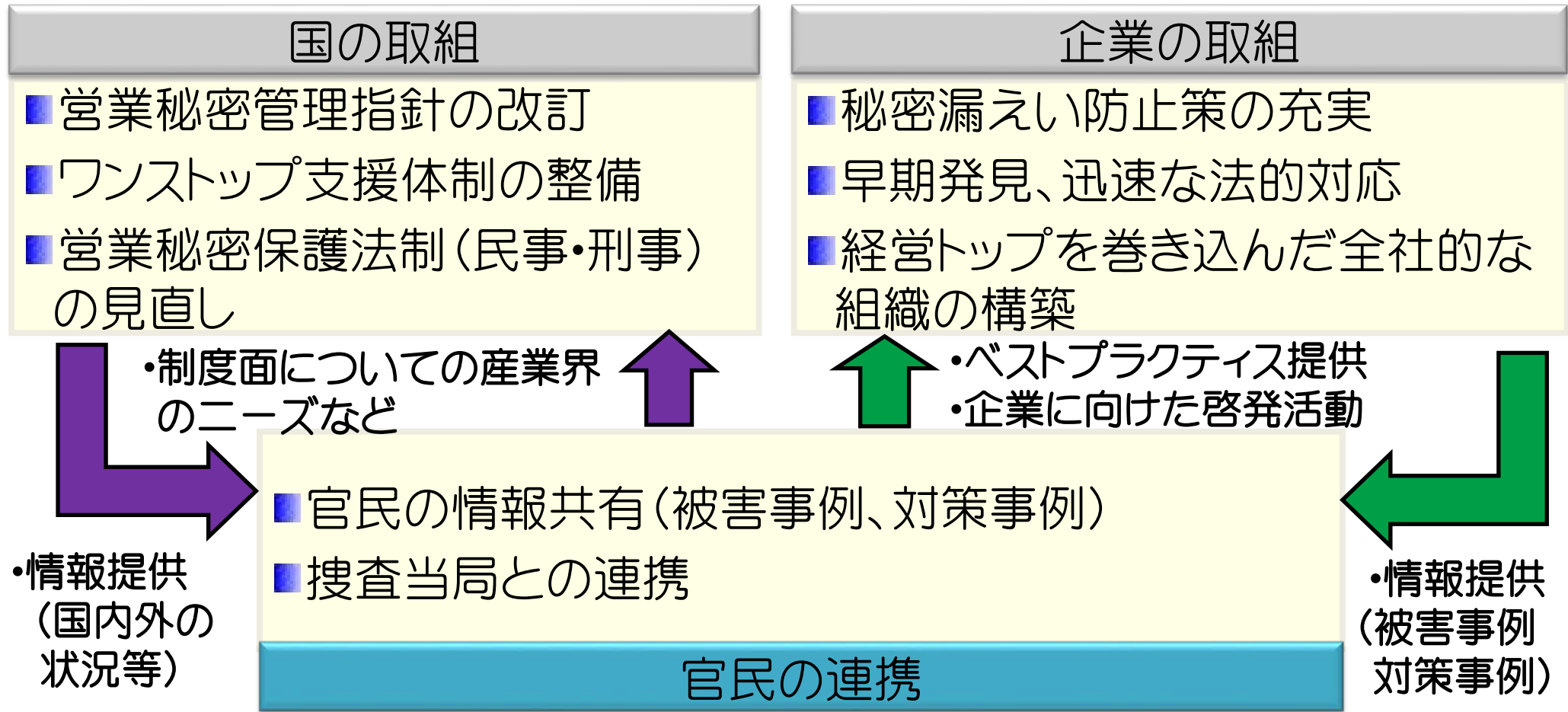
### 3. 高度化に対応したアップデート

- 「手口」の進化に対応した官民での情報交換

世界最高レベルの営業秘密保護の実現

○ 国の取組、企業の取組、官民の連携という三位一体での総合的な取組について、できるところから迅速に実行に移すことが求められる。

【営業秘密タスクフォースにおける主な論点】



# (参考) 営業秘密保護法制に関する検討課題①

産業界等と連携して、スピード感をもって制度整備を進める。

## 刑事規定

### ①営業秘密侵害罪の非親告罪化(現行:親告罪)

現行の趣旨:刑事訴訟手続等における更なる営業秘密漏えい等を理由に親告罪

→ 23年改正(刑事訴訟手続の特例)、営業秘密保有者と被害者の齟齬(ベネッセ事件、業務委託等)といった状況の変化をどのように考えるか。

### ②未遂行為等の処罰(現行:既遂行為のみを処罰)

未遂:膨大なデータから営業秘密を探索・整理する行為、  
PCに自動送信デバイスを埋込む行為 等  
共謀:従業員が、転職予定の競業企業との間で、転職の際に営業秘密を不正に持ち出すことについて合意する行為 等

※注 組織犯罪処罰法改正法案において、長期4年以上の懲役刑等を定める犯罪について、犯罪組織により行われる共謀行為を処罰する旨の規定が盛り込まれている。

### ③国外犯の処罰範囲の拡大(現行:国内管理営業秘密の国外使用・開示のみが対象)

国内管理営業秘密の「国外での取得・領得」も対象とする  
例)物理的に海外のクラウドで保存・管理している営業秘密を、海外拠点で従業員が領得、ないし海外からの不正アクセスにより窃取

### ④転得者の処罰範囲(現行:2次取得者まで処罰)

例)「犯人」から、新興国企業日本法人が製造ノウハウ等を買受け、さらに本国法人が当該情報を悪意で取得し、使用・開示した場合の本国法人の取扱い。

### ⑤罰則のあり方(現行:10年以下の懲役又は1000万円以下の罰金、法人重課3億円)

刑事法制のバランスも踏まえつつ抑止力向上が課題。

※注 これらのほか、刑事司法制度の見直し(「捜査・公判協力型協議・合意制度」等)も影響大

## 民事規定その他

### ①営業秘密侵害物品の悪意譲渡・輸入等禁止 (民事・刑事・税関措置)

営業秘密を侵害して製造された物品について、悪意で譲渡する行為を処罰するとともに、輸出入等の差止め。

(参考1)特許権侵害物品の輸入差止め件数 2件(平成25年度)。

(参考2)同様の制度がある米国、韓国ではそれぞれ、ここ5年で5件(米国)、2件(韓国)の実績(主な事例は、製薬(殺虫剤)、素材(ゴム素材)等)

### ②除斥期間の延長又は撤廃(現行:10年)

20年への延長 又は 撤廃

### ③立証責任の転換(推定規定の導入)

検討例)

- ・技術的営業秘密の悪意(・重過失)取得 → 不正使用を推定
- ・物の生産方法に関する技術的営業秘密の取得  
+ 当該物が新規物 又は 当該物の同一性  
→ 不正使用を推定

※注 加えて具体的態様の明示義務を免れる「相当の理由」(6条但書)から、営業秘密を削除(逐条解説の改訂)

## (参考) 営業秘密保護法制に関する検討課題②

### その他

①捜査資料の民事訴訟における活用等

②国際裁判管轄・準拠法

等

(参考1)『知的財産推進計画2014』（平成26年7月 内閣官房知的財産戦略本部決定） 抜粋

我が国における流出の実態と課題に照らし、更に実効的な抑止力を持つ刑事規定の整備、実効的な救済(損害賠償・差止)を実現できる民事規定の整備を実現するため、その内容と実現スピードの適切なバランスを考えつつ、優先すべき事項から法制度の見直しを進めていく。

例えば、刑事規定については非親告罪化や罰金の上限の引上げ等、民事規定については立証負担の軽減等、その他については水際措置の導入等、知財関連法制の範囲で検討できる事項については、早急に産業界のニーズや実態を踏まえ、次期通常国会への法案の提出も視野に、スピーディーに検討を進めていく。

(参考2)『日本再興戦略 改訂2014』（平成26年6月 閣議決定） 抜粋

### 3. 科学技術イノベーションの推進/世界最高の知財立国

#### ii) 知的財産・標準化戦略の推進

##### ①職務発明制度・営業秘密保護の強化

官と民が連携した取組による実効性の高い営業秘密漏えい防止対策について検討し、早急に具体化を図り、次期通常国会への関連法案の提出及び2014年中の営業秘密管理指針の改訂を目指す。



# (参考) 諸外国の取組①—米国・EU

米 国

## 「営業秘密侵害を低減するための 米国政府戦略」(2013年2月)

ADMINISTRATION STRATEGY ON MITIGATING THE THEFT OF U.S. TRADE SECRETS

### (1) 海外における営業秘密保護のための外交上の取組

- ・他国に対する営業秘密保護の働きかけ
- ・外交ツールの活用  
(ex. スペシャル301条、TPP等)
- ・法執行に係る国際連携、他国の人材育成、国際組織との連携

### (2) 企業による自己防衛の促進

- ・企業がベストプラクティスを促進することに対する政府の支援

### (3) 司法当局による捜査や摘発

- ・国土安全保障省の法執行部門と司法省との連携
- ・国家情報長官による民間企業  
への、侵害行為の特定や予防  
についての情報提供

### (4) 法改正の検討

- ・経済スパイの量刑引上げの提  
言(2011/3)を踏まえた検討

### (5) 広報・啓発活動



E U

## 統一ルール策定に向けた動き

### <背景>

○EU域内には「営業秘密」の統一的な定義が存在。

※1 EU加盟国の中では、営業秘密保護に関する特別法/特別規定を制定している19カ国中11カ国だけが営業秘密を定義している。

※2 ある調査によれば、EUの5分の1の企業が直近10年間に営業秘密侵害事案に直面。別の調査によれば、2013年には25%の企業が情報漏えいがあったと報告(2012年の18%から上昇)。

(EUのプレスリリースより)



未公開のノウハウ及び営業情報の不正取得、使用及び開示に対する保護に関する欧州議会及び理事会指令案  
(2013年11月)

- ・ 営業秘密の定義(第2条)
- ・ 営業秘密の不正な取得、使用及び開示行為(第3条)
- ・ 裁判手続きにおける営業秘密秘匿措置(第8条)
- ・ 暫定救済措置(第9条)
- ・ 差止・是正措置(第11条)

※本年5月にEU理事会が承認。今後、欧州議会での審議・採択を経て施行が見込まれる(時期未定)

(EUのプレスリリースより)



## (参考) 諸外国の取組②－韓国

### 産業技術の流出防止及び保護に関する法律の制定(2006年)

- ❑ 産業技術の不正な流出を防止し、産業技術を保護することによって国内産業の競争力を強化し、国家の安全保障と国民経済の発展を図ることを目的。
- ❑ 国が国家核心技術(8分野(※)58技術)を指定。これらの技術を保有・管理している企業や研究機関等には、流出防止に向けた保護措置が義務づけられることに加え、輸出等に際しても事前承認の義務。  
(※)8分野:電気電子、自動車、鉄鋼、重船、原子力、情報通信、宇宙、バイオテクノロジー
- ❑ 国務総理の下に産業技術保護委員会を設け、産業技術の流出防止及び保護に関する総合計画を審議。
- ❑ 不正な方法で産業技術の取得・使用・公開等の侵害行為を行った場合、5年以下の懲役又は5億ウォン以下の罰金(国外での使用等の場合は7年以下の懲役又は7億ウォン以下の罰金)
- ❑ 承認を得ずに、又は不正な方法で承認を得て国家核心技術を輸出した場合、5年以下の懲役又は5億ウォン以下の罰金(国外での使用等の場合は10年以下の懲役又は10億ウォン以下の罰金)

### 産業機密保護センター(国家情報院)の設立(2003年)

- 企業や研究所に対し、産業保安教育やコンサルティングを通じた保安管理の定着を支援。
- 海外進出企業に対し、現地の保安管理情報を提供する産業保安セミナーを出張支援。
- 産業スパイ申告電話(111番)と、インターネットホームページ(<http://www.nisc.go.kr/>)を通じた産業機密保護関連の相談及び各種情報資料の作成・支援を実施。

### 官民連携の取組

#### 【産業保安協議会】

- 官民の間の円滑な情報交流と協力を通じた共同対応システムを構築するために国家情報院が運営。
- 電子情報通信・生命工学・化学・機械の4分野85企業が参加。

#### 【産業保安CEO協議会】

- 最高経営者の産業保安に対する関心を高めるため2006年に創立。
- サムスン電子など国内12社の主要企業の経営者が参加し官民の共同体制による技術保護を強化

### 韓国営業秘密保護センターの設立(2012年)

「営業秘密保護センター」  
(2012年6月設立)



韓国特許情報院(KIPI)の内部組織として設立。  
組織的には、広報教育、管理インフラ構築、原本証明サービスの3部門構成

(目的)

企業の営業秘密保護・管理活動のOne-Stop支援

(具体的業務内容)

- ①営業秘密管理方策の相談受付事業
- ②営業秘密に関する広報事業
- ③営業秘密に関する教育コンテンツの作成等の教育事業
- ④営業秘密の標準管理システムの開発
- ⑤営業秘密を保有していたことの証明事業  
→これまでに約3万6千件の実績あり(企業数約300社)